

特養建築の許可（一九七六年）

今から三十年位前には、お役所の人達は、「福祉は役所にまかせておけばいいんで、民間人が手出しをするものではない」と考えていらっしやったようです。

だから、福祉法人の認可をとることだけではなく、特養を作るのも、本当に大変でした。

特養建築の設計図を添えて、建築許可願を市の建築指導課に提出したところ、当時の建築指導課長は、「その建設予定地は、第一種住居専用地域だから、建築基準法の規程によって、養老院なら建ててもよいが、特養の建設は認められない。」と言ってきました。

しかし、すでに十三年前の一九六三年に「老人福祉法」が施行されて、老人福祉施設としては、養老院というものはなくなって、特別養護老人ホーム、養護老人ホームと、軽費老人ホームなどに変わっていることを申し上げても、全然とりあわず、養老院以外は駄目の一点張りでした。

県の民生部に行き、県の建設部に老人福祉法の説明をして許可していただくよう斡旋をお願いしましたが、「豊橋市は政令指定都市で県から独立した存在だから何もできない。」と断られました。

厚生省まで行って、建築基準法を老人福祉法に合わせて改訂するか、特養建築を許可する通達を出してほしいと陳情しましたが、厚生省の担当者は、「今の法律のままでも、どこもそんなトラブルは起こってない。そんなことを言っているのは豊橋だけだから。」と取り上げてもらえませんでした。

折角、上村先生のおかげで社会福祉法人の認可をいただいたのに、特養建築の許可がおりなくて困りはてている所へ、たまたま、中日新聞の記者が別件で取材にいらっしやったので、こう言う状況で特養建築ができなくて困っていると申し上げましたら、その記者は非常に立派な方で、ことの重大性をよく理解され、早速記事にして発表して下さいました。

その記事が新聞にのった途端に、市の建築指導課から特養建築を許可するという連絡があり、びっくりするとともに、マスコミの偉大さを痛感させられました。

この中日新聞の記者さんこそ、さわらび荘誕生の生みの親として、永遠に記憶にとどめるべき偉大な存在と言えます。